

中部アマゴルフ研修会細則

平成 23 年 4 月改定

平成 27 年 4 月改定

第 1 条 入会が承認された者は入会金 10,000 円と下記第 3 条の年会費（但し入会時により月割り）及び登録料を、入会承認通知日から 1 か月以内に支払いをしなければならない。

第 2 条 会員の年会費・登録料は、それぞれ 12,000 円・3,000 円とする。

第 3 条 会員は、第 2 条の年会費・登録料合計 15,000 円を請求書日付から 2 ヶ月以内に支払わなければならない。支払いがなされるまで、研修会には出席出来ない。

第 4 条 会員のプレー費用は会場倶楽部の会員並待遇とする。

第 5 条 研修競技会の成績はポイント制とし、CGA 主催の中部アマチュアゴルフ選手権競技、中部ミッドアマチュアゴルフ選手権競技、中部シニアゴルフ選手権競技及び中部プロゴルフ会との共催の中部シニアオープンゴルフ選手権競技に上位者から数名に出場資格が付与される。年間ポイントでタイが生じた場合、研修競技出場回数の多い順とする。尚タイの場合、講習会出席回数の多い順とする。尚タイの場合、最終ラウンドのスコアにより決定する。尚タイの場合は、最終ラウンドスコアのマッチング・スコアカードにより決定する。最終ラウンドのスコアが無い場合はスコアのある者を上位とする。共に無い場合は、第 5 回のラウンドスコアにより決定する。尚タイの場合は、第 5 回のラウンドスコアのマッチング・スコアカードにより決定する。

ポイント 1 位：30P 7 位：20P 13 位：14P 19 位：8P 25 位：2P

配分表 2 位：25P 8 位：19P 14 位：13P 20 位：7P 26 位：1P

3 位：24P 9 位：18P 15 位：12P 21 位：6P

4 位：23P 10 位：17P 16 位：11P 22 位：5P

5 位：22P 11 位：16P 17 位：10P 23 位：4P

6 位：21P 12 位：15P 18 位：9P 24 位：3P

- (1) 研修競技後のルール講習会に出席した場合は 3 ポイントを付加する。
- (2) 年間の研修競技・ルール講習会及び総会に、全て出席した場合は 10P を付加する。
- (3) 上記 4 競技の出場資格の付与は、既に出場資格を得ている者は除く。
- (4) 上位であっても役員会において、無断欠席がある場合は推薦しないこともある。

付則 ① 第 5 条の各競技の出場資格者数は、CGA 競技委員会の承認を得て毎年総会

時に発表する。

- ② 会員は、中部ゴルフ連盟主催のアマチュアゴルフ選手権競技、ミッドアマチュアゴルフ選手権競技及びシニアゴルフ選手権競技に参加申込をすること。

但し、都合の悪い場合は中部アマゴルフ研修会事務局に連絡のこと。

第6条 本細則の変更は、役員会にてこれを定める。